

閲覧用

令和 7 年度
鶴子発電所
構築物整備業務委託

特記仕様書

令和 7 年 3 月
山形県企業局
最上電気水道事務所

第1章 総括事項

第1節 一般事項

1. 仕様書の適用

この仕様書は、鶴子発電所構築物整備業務委託に適用する。

2. 業務委託名

令和7年度 鶴子発電所構築物整備業務委託

3. 業務委託概要

本業務委託は、山形県企業局鶴子発電所において、発電機能及び衛生的環境の保持のため、以下の作業を行うものである。

- (1) 発電所管理作業（所内・構内点検作業、所内清掃作業、予備発電機への給油作業）
- (2) 構内整備作業（構内除草作業、構内清掃作業など）
- (3) 放水路管理作業（除草作業など）
- (4) その他管理作業（境界杭点検）
- (5) 災害時における緊急施設点検
- (6) その他、発注者で指示する作業

4. 履行場所

尾花沢市大字鶴子地内 鶴子発電所及び関連施設

5. 履行期間

自 令和7年 4月 1日から
至 令和8年 3月31日まで

6. 業務委託範囲

本仕様書は、業務委託の概要を記載するものであり、記載のない事項であっても委託業務完了のため当然行うべき事項は行わなければならない。

7. 法令等の遵守

- (1) 業務委託を行うにあたり、受注者は、労働安全衛生法等関係法令を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、業務の責任者（管理者、主任者）については、正規職員や社会保険被保険者を配置すること。

8. 諸手続き及び費用の負担

- (1) 受注者は、業務委託に必要な関係官公署等への諸手続きを行うとともに、その結果等を発注者に報告しなければならない。
- (2) 上記に伴う費用は、受注者の負担とする。

9. 疑義の解釈

- (1) この仕様書及び設計図書に疑義が生じた場合は、発注者の解釈による。
- (2) 仕様書、設計図書に明示されていない事項があるとき、又は内容に相互符号しない事項があるときは、双方協議して決定するものとする。

第2節 業務委託

1. 業務委託用資材

業務委託上必要な資材、工具、消耗品等は、発注者において無償で支給する。また、敷地内及び施設内で作業を実施する際には鍵を貸与する。受注者は紛失に注意し、契約満了時には速やかに返却すること。

2. 業務用電源

仕様書上特に記載のない場合は、発注者において次の電源を無償支給する。

単相交流100V 及び 三相交流200V 各50Hz

3. 仮設備

- (1) 発注者の施設を現場事務所として貸出さないものとする。
- (2) 作業員の休憩場所として、発注者の施設を発注者と協議のうえ無償で貸出するものとする。

4. 業務管理

受注者は、4月分を除き、前月25日までに月間作業予定表を発注者まで提出しなければならない。また、作業後は、作業日報等の施工管理記録を速やかに発注者に提出しなければならない。

5. 業務完了承認

業務委託に関し、仕様書、又はあらかじめ発注者が指示した業務委託完了段階毎に発注者の承認を受けなければならない。

6. 通常作業時間

作業時間は、午前8時から午後5時まで（以下「通常作業時間」という。）とする。
災害発生時、または、発注者の指示により、通常作業時間以外で作業を実施した場合は、業務委託契約書に基づき作業料金の割り増しを行うものとする。

7. クレーンの使用

- (1) 受注者が県所有のクレーンを使用する場合、発注者の許可を得ること。また、運転、玉掛け有資格者を個々に選任し、免許証の写しを発注者に提出すること。
- (2) クレーン使用に際し、作業前点検を行うこと。

8. 他工事との協調

同一場所において工事が施工されている場合は、互いに協調して円滑に図らなければならない。

第3節 現場管理

1. 事故防止

- (1) 受注者は、常に作業の安全に留意して現場管理を行い、事故防止に努めなければならない。
- (2) 受注者は、業務委託中に流水及び交通の妨害となる行為、その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないよう十分な措置をしなければならない。
- (3) 履行場所及びその周辺にある地上、地下の施設構造物に対しては、業務委託に伴い、支障を及ぼさないよう関係者と協議のうえ、必要な処置をしなければならない。
- (4) 火薬、ガソリン、電気等の危険物を使用する場合は、関係法令の定めるところに従い、その保管及び取扱いについて、万全の方策を講じなければならない。
- (5) 電気火傷等、電気事故特有の危険性を認識し、事故が発生した場合の救護と連絡系統について周知しなければならない。
- (6) 履行現場が危険なため、一般の立入りを禁止する必要がある場合は、その区域に適当な柵を設けるとともに、立入禁止の標示をし、夜間は適当な照明を施さなければならない。
- (7) 豪雨、出水、その他天災に対しては、平素から天気予報等について十分な注意を払い、常にこれに対処できる準備をしておかなければならない。

2. 安全管理

受注者は作業の安全確保に努め、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 作業には作業に適した被服、保護具を着用させ、危険の防止を図ること。
- (2) 履行場所において設置されているバリケード内には立ち入らないこと。
- (3) 作業は複数人で実施すること。
- (4) 作業前に危険予知活動を励行し、作業員全員の安全意識を高めること。
- (5) 点検作業中に異常を見つけた場合は、直ちに発注者に報告し指示を受けること。
- (6) 受注者は作業員に対して、具体的な電気事故事例を示しながら安全教育を行うこと。

3. 整理・整頓

受注者は、業務委託中、交通及び保安上の支障とならないよう機械器具等を使用の都度整理・整頓しておかなければならない。

4. 既設備損傷時の修復

業務委託中、誤って他の既設工作物を損傷させた場合は、発注者に速やかに報告するとともに、その指示により早急に修復しなければならない。

5. 緊急な対応（地震や災害時）

業務委託上、発注者より作業の指示があった場合には、1時間以内に発電所へ到着できるように体制を確保すること。また、尾花沢管内において震度4以上の地震については、連絡がなくとも自主的に出動し、点検を実施した結果を報告すること。

第4節 提出書類

1. 一般事項

- (1) 受注者は、次項の書類等を発注者に提出すること。
- (2) 様式、提出先、提出期限及び部数は次項及び発注者の指示によること。
- (3) これに伴う費用は、受注者の負担とする。

2. 品目、様式、提出期限及び部数

No.	品 目	様 式	提出期限	部数
1	作業責任者届	様式1	契約後速やかに	2
2	緊急時体制表	A4版	契約後速やかに	2
3	作業員名簿	A4版	契約後速やかに	2
4	月間作業予定表	様式2	前月25日まで	2
5	作業日報	A4版	作業の翌月速やかに	1
6	作業写真	A4版	作業の翌月速やかに	1
7	災害時緊急点検報告書	様式3	点検後速やかに	1
8	その他必要な書類	任意		1

第2章 作業内容

1. 発電所管理作業

(1) 所内・構内点検作業 【4月～3月：1回／月】

以下の項目の目視点検などを行う。

- ・ 非常用発電機燃料タンク、潤滑油ドラム缶の状態確認
(潤滑油、灯油、軽油、ガソリンなどの漏れの有無)
- ・ 入口門扉、入口扉、建屋窓などの施錠状態確認
- ・ 保安電話の通話状態確認
- ・ 水回りの状態確認
(台所シンクやトイレの水漏れ有無)
- ・ 所内漏水の有無確認 (水圧鉄管漏水、水車発電機室排水ピット内水量など)
- ・ 構内照明の状態確認 (不点灯、照明消し忘れがないか)
- ・ 資材の整理整頓状態確認
- ・ 発電所建屋の外壁・内壁・窓などの状態確認
- ・ 発電所構内別棟の流量計室建屋外壁の状態確認

- ・発電所構内別棟の流量計室内の状態確認（水圧鉄管漏水、照明の状態、除湿器の状態、超音波流量計の設置状態、壁面からの漏水の有無など ※超音波流量計は絶対に触らないこと。）
- ・屋外ケーブルピットの蓋、側溝蓋の状態確認（破損・ズレの有無）
- ・発電所敷地外柵の状態確認（破損の有無）
- ・送電線鉄塔の状態確認（破損・異音の有無 ※鉄塔には絶対に昇らないこと。長物を所持して近づかないこと。）
- ・構内山側斜面の状態確認（擁壁破損、土砂崩落の有無など）
- ・その他、特に指示された事項についての点検

（２）所内清掃作業 【４月～３月：１回／月】

発電所内の床の掃き掃除やモップ拭きを行い、トイレ掃除も実施する。また備品の整理整頓を行う。併せて、蜘蛛の巣取り（主に入り口付近）、壁などにはりついた虫の除去、発注者より指示された箇所の清掃作業を行う。ただし、地下１階の水車発電機の回転部近辺と１階の主要変圧器近辺（いずれもバリケード内）は作業範囲外とする。また、発電所構内別棟の流量計室内の掃き掃除、蜘蛛の巣除去等の清掃、備品等（除雪用スノーダンプなど）の整理整頓も行うこと。ただし、発電所構内別棟の流量計室内で作業を行う際には、超音波流量計には絶対に触れないように十分注意すること。

（３）予備発電機への給油作業

【１０月、１１月、１月、２月：各１回 緊急時：４回 計８回／年】

以下の期間で、鶴子線以下で停電を行う。停電期間中に発電所内の電源を確保するため、発動発電機へ軽油の給油作業及び給油作業の立会作業を発注者の指示により実施する。

- １１月３日 鶴子発電所特高機器点検
- １月７日 鶴子発電所屋外鉄構除雪
- ２月４日 鶴子発電所屋外鉄構除雪

２．構内整備作業

（１）構内除草作業 【２回／年】

草刈機を使用して発電所構内の除草を行う。草刈機の使用が困難な場所において除草を実施する際には、草刈鎌など手作業で実施する。

（２）入口門扉設置・撤去作業 【設置作業：概ね４月 撤去作業：概ね１２月】

降雪前に構内入口門扉（車両通行ゲート）を全開にし、その下部に角材を入れて補強したうえで、関係者以外の立ち入り防止のためトラロープを設置する。併せて、降雪前に構内入口門扉（車両通行ゲート脇通用門扉）を撤去し、発注者が指示する場所（発電所内）に収納する。融雪後に降雪前の状態に復旧したうえで施錠する。

（３）雪囲い設置・撤去作業 【撤去作業：概ね４月 設置作業：概ね１２月】

降雪前に構内倉庫に格納してある資材（角材など）を用いて、発電所建屋の扉（入口扉を除く）と窓に雪囲いを設置する。また、融雪後に雪囲いを撤去し、構内倉庫に収納する。

(4) 流量計室屋根の除雪作業（雪下ろし） 【1 2月～3月：適宜 年1回程度】

当該屋根の垂直積雪量が1 mを越えた場合、又は積雪した雪がしまり構造物等を破損させる恐れがある場合は屋根の雪下ろしを行う。屋上の防水層損傷を防ぐため0. 1 m程度に除雪すること。

(5) 構内清掃作業【適宜】

構内に散乱した枝葉の清掃や構内側溝の清掃を行う。

3. 放水路管理作業

(1) 除草作業 【2回／年】

草刈機を使用して放水路周りの除草を行う。除草範囲は別添図面のとおり（境界杭内）とする。草刈機の使用が困難な場所において除草を実施する際には、草刈鎌など手作業で実施する。

(2) 雪囲い設置・撤去作業 【撤去作業：概ね4月 設置作業：概ね1 2月】

降雪前に構内倉庫に格納してある資材（角材など）を用いて、放水路ゲート機器廻りに雪囲いを設置する。また、融雪後に雪囲いを撤去し、構内倉庫に収納する。

4. その他管理

(1) 境界杭点検作業 【概ね5月：1回／年】

別添図面を参照し、境界杭の状態を点検し報告すること。

5. 災害時における緊急施設点検

(1) 現場踏査 【1回／年】

本業務では、地震や台風、その他自然災害や火災などの災害が発生した場合に、発注者の指示により各施設の目視点検を行い、その結果を発注者に報告するものとしている。そのため、事前に発注者とともに現場を踏査し、具体的な点検箇所などを把握する。

(2) 訓練 【1回／年】

発注者の指示により、災害対応の訓練を実施する。訓練の実施日時、内容等の詳細は発注者と協議するものとする。

(3) 災害時緊急点検【災害発生の都度】

受注者は、発注者より緊急点検の指示があった場合には、速やかに5.（1）に記載の現地踏査に基づき施設点検を実施し、その結果を発注者に報告しなければならない。また、大蔵村管内において震度4以上の地震が発生した場合には、発注者から緊急点検の指示が無くとも自主的に出動し、当該業務委託の履行範囲について点検を実施して、その結果を発注者へ報告をすること。ただし、設備の被災規模が大きく、現地到達が困難などの場合には発注者と協議して、その点検範囲を決定する。また、冬期間については、車で容易に行ける施設の点検のみとし、それ以外の施設点検については、発注者の指示を仰ぐこと。

①点検体制

緊急体制の標準体制は、作業責任者と作業員 1 名の計 2 名を原則とし、必ず複数人で点検を実施すること。なお、緊急点検は休日、夜間を問わず実施するものとする。

②点検内容

別添の様式 3 を使用し点検を実施するものとする。

(4) 報告書作成

5.(3) に記載の点検を実施した場合、その点検結果を現場状況写真と併せて纏め、点検後に発注者へ速やかに提出すること。

6. 発注者で指示する作業

その他発注者作業時などにその補助作業を実施する。また、必要に応じて発注者の指示によりその他作業を実施する。

第 3 章 業務委託上の注意事項

1. 第 2 章作業内容に記載されている作業のうち、5.(3) に記載の災害時緊急点検以外は、発注者の指示に基づいて行うこと。
2. 発電所内での作業時には、水車発電機運転中など各機器が稼働している状況での作業となる。そのため、指定された作業範囲以外には絶対に立ち入らないこと。また、その旨をその旨を作業に携わる全作業員に周知徹底すること。その他にも高速・高圧・高温になる機器があるため、本仕様書や別途打合せで指示のあったもの以外には触れないこと。
3. 発電所には、特別高圧（電圧 33,000V）の機器があるため、労働安全衛生規則で定められた離隔距離（80cm 以上）を保ち、電気用ヘルメットなどの保護具を着用するなど十分に安全に留意すること。また、その旨を作業に携わる全作業員に周知徹底すること。且つ必要な作業以外では立ち入らないこと。
配電盤内は、充電部分があるため清掃は不要である。各盤扉を開けないように周知徹底すること。
4. 水際、高所、斜面での作業は必ず安全帯を使用し、転落や滑落事故に備えること。また、十分に足場を確保したうえで作業を行うこと。
5. 作業前・後に、最上電気水道事務所並びに鶴岡電気水道事務所に対して連絡を行うこと。連絡事項は「作業内容」、「作業時間」、「作業場所」、「作業人数」などとし、発注者側と十分に意思疎通を図ること。
6. 作業前には必ず危険予知活動を実施し、作業範囲や危険箇所、危険項目などの周知徹底を図ること。また危険予知活動の実施状況を作業日報に記載すること。
7. 天候の急変や自然災害など、作業を行う場合に危険と判断される事態が生じた場合は作業を中止し、直ちに発注者と協議すること。

8. 発電所内の水道は殺菌処理を行っていないため飲用できないことから、作業者の飲料水などは各自で準備すること。
9. 取水口施設や上水槽施設、敷地境界杭などは山間部にあるため、熊や蛇などの害獣、スズメバチなどの害虫が生息している。そのため作業の際には熊鈴や殺虫剤などを携行し、十分注意して作業を実施すること。
10. 作業実施時に山中にゴミを捨てる、許可無く当該業務に関係の無い土地に立ち入る、山菜や果樹などを採取するなどの非常識な行動は絶対にしないこと。
11. 報告及び記録
受注者は、本仕様書に定める業務を行った場合は、完了後速やかに次の事項について発注者に報告するものとし、作業日報に記録するものとする。
 - (1) 施設全般の異常の有無
 - (2) 実施した作業の内容
 - (3) 作業開始及び終了時刻
 - (4) 作業者名
 - (5) その他必要と認められる事項
12. 各作業にかかる安全管理上の注意点は、別表2のとおりである。